

言語方針（2022年改訂）

概要

この方針は、多様な文化の理解、国際的な視野、グローバルな社会の一員としての意識をはぐくむ上で欠かせない批判的思考の発達において、言語が中心的な役割を果たすと言うIBの理念を学校のコミュニティーに反映するために、学校における言語の実践、言語の管理、言語イデオロギーを示したものです。

また、言語は学習の要であり、すべての教師はコミュニケーションを円滑にする責任を負った実質的な言語教師であるという認識をコミュニティーの全員が共有することを保証するものです。

(1) 開成の言語学習における理念

IBは、多様な文化の理解、国際的な視野、グローバルな社会の一員としての意識を育む上で欠かせない批判的思考の発達において、言語が中心的な役割を果たすと考えています。本校は、この理念を受けて、IBが求める多言語能力を育てるための様々な機会を提供するために、MYP・DP・IPそれぞれのプログラムを通じて、体系的な手立てを講じています。

以下は本校に所属するすべての人が大切にしている理念であり、また目指すべき言語学習者としての姿を示すものです。

開成は、私たち全員が言語学習の一翼を担う言語環境です。

私たちは毎日、考え、伝え、知るために言葉を使っています。このような言語の使用は、認知的なレベルだけでなく、個人的なレベルでも、私たちのアイデンティティや文化の理解にも影響を及ぼします。

言語学習は、「言語を学ぶ」、「言語を通して学ぶ」、「言語について学ぶ」という3つの側面に分けることができます。開成コミュニティーのメンバーは、これらのプロセスにおいて、また開成を言語環境として育成することにおいて、それぞれ共通の責任を持っています。

開成は、多様性を尊重し、肯定的で、刺激的な言語環境を構築することを約束します。

生徒のすがた

- ・ 言語は学問の道具であることを理解している。
- ・ 他者とのコミュニケーションや協働に対して積極的な姿勢を持っている。
- ・ 言語に対する好奇心がある。
- ・ 自分の言葉は自分で決めるものであり、他人に与える影響には責任があることを知る。
- ・ 物事を理解しようと努め、理解できないときは助けを求める。
- ・ 自分を表現しようとし、できないときは助けを求める。
- ・ 開成が多言語の環境であることを理解している。

教員のすがた

- ・ 生徒が様々な場面で言語を使用する機会を提供する。
- ・ 生徒がコミュニケーションや協働をする機会を提供する。
- ・ 開成が多言語環境であることを理解している。
- ・ 生徒の模範となり、開成を代表する存在であることを意識して言語を使用する。
- ・ 言語学習者であり続ける。
- ・ 生徒が自分自身を理解し、表現できるように手助けをする言語教師である。
- ・ 生徒一人ひとりの言語ニーズが異なることを認識し、言語環境を維持・発展させる。

保護者のすがた

- ・ 学校生活について、子供と建設的なコミュニケーションをとろうとしている。
- ・ 言語は、家庭での社会的相互作用を通じて習得されることを理解している。
- ・ 言語学習者であり続ける。
- ・ 子供の模範となることを意識して言語を使用する。
- ・ 学校から提供される言語学習の機会に可能な限り参加する。

現在、入学者の選考において、日本語による適性検査とグループ活動を実施しており、小学校6年生段階で一定の日本語能力を有していることが適性の一つとなっています。また、言語においても多様性であることの価値を認め、生徒が話す他の言語においてもその言語能力が維持できるように取り組んでいます。英語圏出身の生徒には、その生徒に応じた英語教育が受けられるよう取り組んでいきます。

□MYP

本校のMYPにおいて、「言語 A」及び「言語 B」は、学習指導要領上の教科である「国語」、「外国語（英語）」と結びつく形でそれぞれMYP科目の「言語と文学」「言語習得」として提供をしています。「言語 A」の学習を通して、生徒は他の教科で応用できるような言語スキル、分析スキル、コミュニケーションスキルを身に付けます。また、「言語 B」の学習を通して、教科横断的な探究の単元や読書の言語探究で利用できる知識、概念的理解、および各種スキルを伸ばしていきます。MYPのすべての科目における評価規準となっている「コミュニケーション」、全人的な学習、多様な文化の理解をはぐくむ視点においても、言語の学習が果たす役割は重要だと言えます。

□DP

本校のDPにおいては、「言語 A」（グループ1）として「文学（日本語）」、「言語 B」（グループ2）として「言語習得（英語）」を提供しています。

「言語 A」は、母語話者である日本人の国語科教員が担当し、「言語 B」は、母語話者である英語科教員が担当しています。

(2) 言語方針運営委員会（言語専門委員会）

言語方針を協働のプロセスを用いて民主的に策定するために、下記のメンバーを委員とする言語方針運営委員会を置きます。言語方針運営委員会は、学校の教育リーダーシップチームの1部門として置き、学校の言語に関する基本理念について改善を行います。また言語方針運営委員は言語方針の実践を推進し、教科会や研修の機会を通じて広くその内容を学校のコミュニティーに周知する役割をもちます。

- ・ 国語科、英語科主任または代表教員
- ・ 学校司書または司書教諭
- ・ 学校管理職
- ・ IBプログラムコーディネーター

言語方針運営委員会では、学校コミュニティーの包括的な言語状況を記した言語プロフィールを作成し、次の点を把握します。

- ・ IBプログラムで学ぶ児童生徒の言語的ニーズの多様性
- ・ 学校のコミュニケーションで使われている言語と教室外のコミュニケーション

ョンで使われている言語

ー学校コミュニティーで使われている母語や他の言語の範囲と種類

ー学校コミュニティーが抱えるその他の言語的ニーズ（政府による法的要件等）

- ・ 言語の指導と学習に関する現在の実践状況
 - ー学習者に提供される言語科目の選択肢と内容
 - ースペリングや出典表記に関する決まり
 - ー好ましい文献参照スタイル
 - ー学校内外での言語使用に関する規則や期待事項
- ・ 言語の指導と学習についての信念
- ・ 入学者受け入れ方針や評価に関する方針など、言語の指導と学習に直接的に関係する他の方針

(3) 言語学習の手立て

すべての言語学習は、下記の言語学習の領域の連続したつながりを表すモデル（Halliday 1985）を念頭に置きながら実践されます。発達段階や科目の内容に応じて、それぞれの側面や領域に焦点を合わせ内容を構築することは、学習において言語が果たす複雑な役割を明確にするのに役立ちます。

「言語の学習」に重点	「言語を通じた学習」に重点	「言語についての学習」に重点
個別のスキル	認知学習言語運用能力 (CALP)	文学分析
基本的対人伝達能力 (BICS)		批判的リテラシー
基本的な読み書きの能力 (リテラシー)と言語表現		

言語の学習は上記を踏まえ、主に国語科、英語科を中心に構築され、その理念を各教科に浸透させる形で行われます。

□MYPの授業

母語（日本語）の授業：原則として、教授言語は日本語です。生徒と教員のコミュニケーションは日本語となります。

英語の授業：生徒全員が各生徒の英語力に応じて **phase** を設定し、その **phase** の規準を用いて評価を行います。また、**phase** の違いを意識し個別化を図った教材を使用しています。授業は英語のみで実施されます。生徒は英語の授業中、英

語の教員と話をする場合は英語を使用することが期待されています。

学校の選択科目及び特別な申請を伴う授業：

理数探究スキル（2年）・コミュニケーションデザインスキル（3年）・音楽（3年）・音楽Ⅰ（4年）・美術（3）・美術Ⅰ（4年）の授業は、基本的に英語を主たる教授言語として実施します。これらの授業においては可能な限り生徒は英語を用いることが求められます。

□DPの授業

本校のDPの学習においては、「言語A：文学」「言語B：言語の習得」をそれぞれグループ1、2の科目として提供しています。「言語A」においては日本語、「言語B」においては、IBの使用言語である英語を指導言語として用い、下記の内容に沿って学習を進めます。

「言語A：文学」の授業：文学的テキストやそのテキストの置かれたさまざまな文脈を詳しく学習する。

「言語B」の授業：言語の習得とは、他の文化を認め、理解することを伴うプロセスであることを理解する重要性を知る。

□授業外の時間と休み時間

・生徒が教職員と話す場合

原則として、授業外において生徒は教職員と話をする場合は日本語を使用します。ただし、英語で話す先生と話をする場合は積極的に英語を使用することが求められます。

・教職員同士の場合

学校長、副校長・教頭、IBコーディネーター、教職員がコミュニケーションをはかる場合の公式言語は日本語とします。原則として、打ち合わせや話し合いをする場合は日本語を使用します。ただし、情報伝達に支障をきたさず、特定の人を排除してしまうようなことがない限りにおいて、日本語以外の言語を使用することができます。

・保護者の場合

学校と保護者との間で開かれる公式的な会合や懇談等は全て日本語で実施しますが、必要に応じて英語のサポートを行います。

(4) 言語方針見直しの手順

言語方針は、IB ガイドの改訂、実践のフィードバック、または学校の言語状況の改変を受けて、毎年度終了時に見直しが行われます。ガイドの見直しは、言語方針運営委員会の協議を経て実施され、改訂した新しい方針は、校長の決裁を受けて承認されます。

(5) インクルーシブな言語支援

本校における言語の学習においては、次のような内容を含んだ生徒の言語資料を作成し生徒の言語習得状況を把握した上で、必要な支援を講じます。

- ・ 英語の知識と学習スキルをすでに身につけていて、授業を受けることができる。
- ・ 初等カリキュラムで追加言語を学習し、同じ言語を継続して学習したい。
- ・ 学校所在地の言語を学習言語として MYP に参加しているが、その言語は、生徒の母語ではない。
- ・ 学校の MYP の指導言語が、生徒の第 2 あるいは第 3 言語である。
- ・ 学習言語が話されている国に MYP 参加前に住んでいた。
- ・ 特定の学習支援要件をもち、言語習得には特別配慮が必要である。

(6) 日本語以外の母国語のサポート：

本校はできる限りすべての生徒の多様なニーズに合わせて教育を提供することを約束します。言語も当然その約束に含まれています。言語のサポートを以下の 3 つの側面に分けて提供しています。

① 言語プロフィールの把握

家庭内の利用言語を含めた家庭の特殊な事情を把握して、必要なサポートを提供するために毎年 4 月に生徒支援部が家庭環境調査を行っています。

② カリキュラムにおける母国語の配慮

家庭環境調査により、サポートが必要と判断された場合、「学びの支援委員会」を通して関連する教員へ必要な情報を周知し、授業上の配慮を促します。

例：生徒の国籍は日本だが、家庭内の使用言語は中国語の場合：家庭環境調査で

状況を把握し、学びの支援委員会が担任及び教科担任へ周知し、授業の配慮をお願いする。授業は日本語若しくは英語で行われているが、可能な限り授業では自分の使いたい言語を使えるようにする。(例：母国語によるリサーチや読書等)

③ 母国語を表現できるスペースを設ける。

本校は母国語とアイデンティティの関係性を非常に重要視しており、生徒が日々自分の母国語を探究するスペースが必要だと考えています。生徒に合わせてその「スペース」を提供することにはなりますが、以下のような活動も考えられます。

- ・ 朝読書（全学年実施中）－毎日朝のホームルームの前に好きな本を読む時間を必ず与えています。本の言語は生徒自身が決めることができます
- ・ SA・CAS－自分の言語を他者に教えるための講座等
- ・ 学校祭－自分の言語によるパフォーマンス等
- ・ その他

生徒が上記以外の形で自分の言語を探究したいと申し出た場合、学校がその生徒に寄り添い、その生徒の言語とアイデンティティを肯定するような形で対応することを約束します。

参考文献

Developing academic literacy in IB programmes (2014)

IB プログラムにおける「言語」と「学習」(2014)

学内言語方針の策定ガイドライン(2011)

母語以外の言語による IB プログラム学習(2014)